

平成24年度の 介護保険料額を お知らせします

お問い合わせ
長寿支援課介護保険係
☎43-7055

65歳以上のかたの介護保険料額は、本人と世帯員の
市民税課税状況と年金などの所得金額で決定され、7
月に決定通知書または納付書が送付されます。

保険料の納めかた

①年金から差し引かれるかた(特別徴収)
老齢退職年金、遺族年金、障害年金
が年額18万円以上のかた

②納付書で納めるかた(普通徴収)
老齢退職年金、遺族年金、障害年金
が年額18万円未満のかた

■年金の年額が18万円以上になるかた
でも、次のようなときには納付書また
は口座振替で保険料を納めていただき
ます。

- ・年度途中で第1号被保険者(65歳)に
なったとき
- ・年度途中で他の市区町村から転入し
たとき
- ・年度途中で所得段階の区分が変更し
たとき
- ・年金の現況届けを期限までに提出す
るのが遅れて、一時的に差し止め
になったり、年金担保貸付を受けたり
したとき

・年金特別便で新たな年金記録が発見
されたときなど、現在受給している
年金額が変更になるとき

納期内に納めましょう

納付書が届いたかたは、第1期の納
期限が7月31日(火)ですので、忘れず
に納付してください。

納付は、金融機関まで足を運ぶこと
なく確実に納付できる口座振替が便利
です。

金融機関の窓口で印鑑と通帳、納付
書を持参していただくと簡単に手続き
ができます。



65歳以上のかたの保険料

段階	対象者	基準割合	保険料(年額)
第1段階	●生活保護を受けているかた ●老齢福祉年金を受給していて世帯全員が市民税非課税のかた	基準額×0.4	25,152円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた	基準額×0.53	33,324円
第3段階	I ●世帯全員が市民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下のかた	基準額×0.62	38,976円
	II ●世帯全員が市民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えるかた	基準額×0.67	42,120円
第4段階	I ●本人は市民税非課税かつ合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下で、 世帯内に市民税課税者がいるかた	基準額×0.94	59,100円
	II ●本人は市民税非課税かつ合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、 世帯内に市民税課税者がいるかた	基準額 (月額5,239円)	62,868円
第5段階	●市民税が課税されていて、合計所得金額が125万円未満のかた	基準額×1.28	80,472円
第6段階	●市民税が課税されていて、合計所得金額が125万円以上190万円未満のかた	基準額×1.35	84,876円
第7段階	●市民税が課税されていて、合計所得金額が190万円以上のかた	基準額×1.6	100,584円

【保険料を計算してみましょう】

